

亀山市告示第142号

亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月7日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「住民基本台帳」を「住民基本台帳等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。